

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行● ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター 1999年5月22日発行 号外200円
〒540 大阪市中央区本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター第19回総会


議案書

1999年5月22日午後1時30分～ 部落解放センター

- ・ 総会議事
- ・ 記念講演

「原因究明の科学と医学」

津田敏秀 氏（岡山大学医学部衛生学教室講師）



目 次

1998年度活動総括（案）	・・・・・・・・・・	3
1999年度方針（案）	・・・・・・・・・・	14
1998年度会計報告、会計監査報告	・・・・・・・・・・	17
1999年度役員体制（案）	・・・・・・・・・・	19

1998年度活動報告

1 労働情勢の激変の中で

いうまでもなく、労働者の雇用・失業情勢は最悪の状況である。

1998年9月25日、労働基準法「改正」が成立した。一部を除き前年に決まった女子保護規定の撤廃とともに本年4月より施行された。新裁量労働制の導入、有期雇用の上限延長、1年単位の変形労働時間制の要件緩和等の改悪を骨子とした今回改訂に対しては広範な労働法制規制緩和反対運動が取り組まれてきた。その結果、一旦は継続審議になったが、最終的に共産党を除く与野党共同修正、附帯決議が行われ成立した。さらに今国会においては、労働者派遣法、職業安定法改悪案が審議入りしている。労基法改悪に続き、この法案が可決成立されれば、さらなる雇用の不安定化のなかでピンハネが合法化され、ますます労働者の権利はないがしろにされることになる。

これらは明らかに規制緩和に名を借りた労働法制の全面改悪に他ならない。今後、労働者保護法制が大幅に後退し、労働者のいのちと健康がないがしろにされる傾向が強まらざるを得ない中で、労働者の基本的権利を擁護し闘う仲間と共に安全センター運動を進めていくことがますます重要になっている。そして、多くの労働者に自分たちのいのちと健康を守っていくための情報を知らせていく努力を一層強化する必要がある。

労働災害の発生状況は（労働省統計）、1997年では労災死亡2078名、休業4日以上死傷者数153500名でそれぞれ前年から285名、9362名減少した。しかし、長い経済活動の低迷が続く中の数字であることから、この減少傾向をそのまま評価はできないし、依然として多くの労働者が労災職業病によっていのちと健康を脅かされているといわざるを得ない。労働安全衛生対策がまだまだ不足している。これまで繰り返し指摘してきた労災隠しの問題、不当に厳しい労災認定基準による認定制限も未だに抜本的に解決されていない。被災労働者の救済が迅速に十分行われないことが安全衛生対策の不徹底をもたらしている。

安全センターとしてすべての問題に十分取り組めるわけではもちろんないが、多くの具体的課題への取り組みを通して少しでも全体を変えていく視点を明らかにし、制度政策の改革を実現していく努力を続けていきたい。

2 労災職業病の予防、安全衛生活動への支援・協力

(1) アスベスト全面禁止に向けて

発がん性物質であるアスベストの全面禁止の動きが国際的に進んでいる。1998年1月フランス、1998年2月ベルギーが禁止し、同年8月にイギリスが禁止提案を行った。これでEU15ヶ国中10ヶ国がアスベスト禁止決定をしたことになる。サウジアラビア、シリアなどでも禁止の動きが伝えられている。しかし、日本は未だにアスベスト全面禁止措置をとっておらず、いまだに年間約18万トンを入力消費している。アスベスト多国籍企業は市場を欧米外に移そうとしており日本を含むアジア地域が主要なターゲットになっている。日本においても過去から現在にかけて非常に多くのアスベスト被害が発生してきているにもかかわらず、いまだに政府は禁止措置をとろうとしていない。代替製品のあるアスベストを使い続ける必要性は全くなく一日も早い全面禁止が必要である。当安全センターも参加する石綿対策全国連絡会議は、禁止運動が盛り上がりを見せているイギリスからミックホルダー氏（ロンドンハザードセンター）を招き、石綿禁止キャンペーンを行った。関西でも当センター主催で11月10日に同氏を報告者に大阪集会を開催した。今後も引き続きアスベスト禁止実現に向けた取り組みを行っていく。

(2) 地域産業保健と労働組合の取り組み

連合大阪労働安全衛生対策会議は労災防止指導員の連絡会議を年2回、大阪府が設置している地区勤労者健康管理推進協議会委員の連絡会議も開催している。対策会議には安全センターから西野が事務局次長として参加協力している。労災防止指導員が産業保健センターの運営に関与をしていくなど労働行政がすすめる地域産業保健政策に積極的に関与していこうとしている。

(3) 地域単位等の安全パトロール、安全衛生活動への参加

本年も全港湾大阪支部安全衛生委員会に特別事務局員として参加し安全パトロール、じん肺検診などの安全衛生活動に協力してきた。全港湾大阪支部や全港湾関西地本労職対の協力のもとに港湾における職場改善事例集の作成をする予定であったが達成できず、次年度の課題となった。金属機械堺地協の安全パトロールに引き続き参加した。

(4) 地域、単組における安全衛生研修会、講座への協力

大阪市東南地域で続けられている東南地域労災職業病交流会に世話人団体として参加しており、本年も年4回の講座と定例世話人会に参加した。講座ではVDT労働、電磁波問題が取り上げられた。

全港湾大阪支部安全衛生委員会が4月から5月にかけて行った安全衛生講座に講師として協力した。この講座は毎週1回計5回、グループ討論を取り入れて行った。

豊中市労連の提起で行われた市事業場安全衛生委員会合同研修会（7/16-17）に協

力した。この研修会は川崎市などで経験を積み重ねている労働科学研究所の伊藤昭好研究員を招き、参加型で行われた。

4/11「労基法改悪問題」北葛ユニオン、4/21「安全活動の進め方」全通奈良西部支部、5/22「労基法改悪問題」ユニオンひごろ、6/26「労基法改悪問題」門真教組、6/28「労働安全衛生対策の課題」金属機械風水力関係労組協、6/29「公務災害補償」摂津市環境センター、8/10「労働安全衛生活動ABC」泉州労連、9/9「非常勤職員の権利」摂津市職、11/9「労災保険のしくみ」府立堺工業高校、99年1/14「安全衛生活動の進め方」大阪市従国保支部などで講師をつとめた。

また、大阪市従における参加型の安全衛生研修講座を計画中である。

(5) 労組、単産などにおける安全衛生活動への支援

(2) で述べたように連合の安全衛生対策に協力してきているが、7月に開催された98全国セイフティネットワーク集會に西野が参加した。11月には連合近畿ブロックのセイフティネットワーク集會がVDT労働安全衛生対策をテーマに行われ、講師・助言者として西野が参加した。また1999年度には大阪の7つある各地協での地域安全衛生講座が計画されており安全センターも積極的に協力していくことにしている。

金属機械労組は全国安全活動交流集會を6月に新潟で開催した。職場巡視、参加型を取り入れており毎年好評で今年も全国から約200名が参加、安全センターから西野が助言者として協力した。9月の金属機械大阪地本の秋闘討論集會労働安全衛生対策分科会にも地本安全顧問の西野が助言者となった。

大阪市職の安全衛生職業病対策委員会におけるVDT作業指針見直しや喫煙対策の検討に助言者として協力参加した。

(6) 腰部保護ベルトー楽腰帯、リリーフーの普及

腰痛予防対策の一環として楽腰帯の紹介、頒布を行ってきた。注文が継続的にありさらに積極的な拡販策を検討するべきである。また、香港の安全衛生・労災職業病対策を担うNGOに対して全国安全センター、広島安全衛生センター宇土医師や神奈川労災職業病センター天明医師と協力してベルトの有効性調査を提起している。アジアをはじめ国外へも普及していきたいと考えている。

3 被災労働者とその家族の権利を守り発展させる

(1) 労災隠しの根絶と時効適用の制限を

労災隠しが後を絶たない。使用者側の問題はもちろんであるが、労働行政による抜本的対

策がないことが大きな原因となっている。吹田市の屋根工事会社東海技研で労災になり、会社に労災扱いを要求して逆に解雇された清水修さんの件をユニオンひごろと協力して取り組んだ。典型的な労災隠し労災解雇事件だった。12月に地労委において勝利和解が成立したが、3月から4月にかけての事件発生当初、目の前で明らかな労災解雇が行われていくのを、本人からの申告があるのにこれを阻止できない労働行政に対しては歯ぎしりする思いだった。5月はじめにはユニオンひごろと共に大阪労基局に対して東海技研に対する厳しい対応を求める申し入れを行った。当初の監督官の弱腰、強制捜査開始から書類送検まで何ヶ月もかかる体制の不備など問題は構造的であることが明らかである。

また、会社の労災保険未加入がとんでもない結果をもたらすところだったのが、梶岡義信さんの問題だった。梶岡さんは7月に左足を大腿切断した。5年前につとめていた工場でつくった向こう脛の傷がもとで慢性骨髄炎となり、一向によくならずついに切断せざるを得なくなったのである。会社から「うちは労災保険に加入していない」と聞き、梶岡さんは労災適用は無理と思わずと健康保険の継続医療でやってきた。会社も主治医も労災は無理と思っていたらしい。切断手術をして追いつめられるところまで追いつめられた梶岡さんは無料法律相談に行くが弁護士からも時効で無理だと言われ、なんと労基署に相談に行ってもおなじことを言われたというのである。9月末に安全センターに相談にこられたのですぐに労災請求手続きをおこない、4月にやっと時効にかからない期間の休業補償と障害補償が支払われることになった。この事例のように、労災保険適用が可能ということを知った時点で労災保険上の時効期間を経過していたために権利が消滅していて泣き寝入りというケースが後を絶たない。じん肺の項で述べるじん肺結核被災者の場合でも同様のことが起こっている。被災者の責任に帰してしまう今の時効運用はあまりに公正を欠き法の趣旨にも反しているので抜本的な救済措置が早急に必要である。

(2) 労災企業責任の追及

労災職業病について労災保険では損害の全部は補償されない。労災保険では会社にどんなに過失があっても慰謝料は算定されない。損害賠償を請求して労災保険でカバーされていない部分を要求し、獲得することは、補償の上積みということばかりではなく企業に安全衛生対策に向かわざるを得なくする要因にもなるので、できるだけ追求することが必要である。少なからぬ事案に安全センターとして協力している。

倉庫での重労働で側わん症などになり解雇されたユニオン東南組合員仲川和良さんの会社シムラを相手取った損害賠償裁判では、会社は労災認定されているにもかかわらず労災ではないことを主張し医学鑑定をもとめてきたが、最終的にこれが認められないことになり裁判は大詰めを迎えている。

佐川急便の劣悪な労働条件の中で腰痛に被災した全港湾建設支部組合員中西さんの損害賠

裁判は大阪地裁で勝訴し、1999年3月に全面勝利和解が成立した。組合つぶしにあいながらねばり強く闘ってきた成果であった。

このほかあとで述べるように外国人労働者の労災、じん肺被害についても会社に対する企業責任追及の裁判などに取り組んでいる。

(3) 指曲がり症公務外認定処分取消訴訟

97年9月に提訴された自治労豊中市職給食調理員2名を原告とする指曲がり症訴訟は2年目を迎え証拠調べに入ろうとしている。安全センターは弁護士事務局の一員として今後とも裁判勝利を目指して努力していく。この問題をめぐっては、平行して安来市職組合員を原告とする裁判が松江地裁で進行しており連絡を取り合っている。また、自治労兵庫県本部の追加申請に対して98年3月に9名の認定が勝ち取られるなどしている。しかし、退職者の障害補償請求に対しては、請求者のうちわずかの被災者にしか障害補償が認めれておらず今後の大きな課題となっている。

(4) じん肺

1996年の数字でじん肺健康診断の「有所見者」は18,520名、「じん肺及びその合併症」の新規認定件数は1502件と今なお最大の職業病であるじん肺問題にもいろいろな角度から取り組みをおこなってきた。

■アスベストじん肺肺がんホットライン (10/5-6)

昨年に続いて10月5-6日に全国一斉に労災職業病ホットラインが開設された。全国15ヶ所の各地域安全センターが取り組み全国で120件の相談があった。当安全センターでは、昨年は労災隠しホットラインとして実施したが、今年は「アスベストじん肺肺がんホットライン」として行った。計10件の相談が寄せられた。このうち3名について管理区分申請に組み、2名が管理区分決定を受けた。

- ①40歳代男性（ハツリ作業に約30年間従事）→管理区分2
- ②50歳代男性（昭和32年から5年間からトンネル工事に従事）→管理区分3のイ
- ③70歳代男性（断熱保温工事に20数年従事、アスベスト肺）→管理区分申請準備中

このほか、管理区分3の口の男性やアスベスト製品製造会社の退職した50歳代男性からの相談などが寄せられた。

特に①②の方たちは結核に罹患した経歴があり、本人もそして医師も労災補償の知識がなかったために労災補償を受けられなかった経験があった。今回の相談時には残念ながらすでに時効で請求権が消滅していた。何ヶ月間もの休業補償が受けられなかったことになる。③の方もあきらかなアスベスト肺による続発性気管支炎にもかかわらず何年も生活保護で療養生活を送ってこられていた。また、相談者のついでで来所され管理区分申請中の比較的重症の

じん肺被災者もでてきている。

共通してわかることは、じん肺に関する労災補償をはじめとする情報が行き渡っていないことである。こうした状況をふまえ、相談活動をもっと拡大して行く必要が痛感された。

■管理区分申請、企業に対する上積み補償請求の取り組み

このほか、トンネル工事や建設工事などによるじん肺被災者の管理区分申請、労災補償請求を支援してきた。同時に可能な場合は、ゼネコン、鉱山会社などを相手取った上積み補償請求を有志の弁護士の協力を得てすすめている。

■じん肺合併肺がん問題への取り組み

じん肺合併原発肺がんの労災補償については、労働省通達（基発第608号、1978年11月2日）によって管理区分4または4相当のじん肺患者に発生したものしか労災補償の対象にしていない。これはじん肺と肺がんに関係がないということを示していることによる。ところが、当時からもこの通達には批判があり、さらに、近年になって特に主要な粉じんである結晶性シリカ（珪酸粉じん）の発がん性があきらかなものとされるようになり、国際ガン研究機関（IARC）が1997年に発がん性を最終的に認定するに及びじん肺合併肺がんの因果関係の問題は科学的には決着がついた。

労働省に対して早急に労災認定基準を変更すること、珪酸粉じん対策を強化することなどを要求しているが未だに労働省は対策をとろうとせず、逆に各地のじん肺肺がん労災不支給処分取消訴訟では「因果関係は不明」との主張を続けている。

安全センターでは全国安全センターなどとともに労働行政への働きかけを続ける一方で、福岡ですすめられてきた梅沢じん肺肺がん訴訟に協力している。残念ながら福岡地裁では敗訴したが（98年12月）、現在控訴審がはじまっている。最高裁係争中の大分じん肺肺がん訴訟もあり、じん肺肺がん問題は重大な局面を迎えている。また裁判だけではなく、管理区分3のじん肺患者が肺がんにかかり死亡した2件の遺族補償請求事案について取り組んできた。1件は不支給決定が下され、現在不服審査請求中、1件は労基署で調査中である。

今後とも関係する研究者、弁護士などと協力してねばり強く取り組んでいかなければならない課題である。

（5）VDT作業による健康障害—眼精疲労労災認定

VDT作業による頸肩腕障害の発生やその労災認定に取り組んだ経験は少なからずあったが、本年度は、眼精疲労で労災休業した女性の労災認定に関わった。この女性は派遣労働者で仕事によって極度の眼精疲労になり1週間休業しただけで解雇の危機にさらされた。ユニオンひごろに加入し、団交を通して問題の解決が図られたが、会社が1週間の賃金補償を拒んだため労災請求することになった。天満労基署に請求し7月に労災認定された。あまり例がなかったためかなりの話題となった。

(6) 頸肩腕障害—上肢作業による障害、腰痛について

頸肩腕障害の認定基準が改正された（基発第65号、1997年2月3日）。問題点をのこしながら労働の質的要因に言及するなど変更を加えられ、認定件数がどうなるかが気になるところだった。労働省によれば、いわゆる通達でいうところの上肢障害の認定件数は1993年度182名、94年度156名、96年度286名、97年度388名ということであるが、まだまだ認定件数が少なすぎるというのが実感である。新認定基準移行後もあきらかな労災事案が不当に不支給とされているとの情報は多く、認定基準の抜本的見直しが必要である。安全センターでは北大阪ユニオン組合員の化学分析作業による腱鞘炎の労災事例などにかかわった（1999年3月末認定）。全国安全センター、労住医連に協力して頸肩腕障害の労災認定マニュアルの作成を準備している。

頸肩腕障害の旧認定基準と同時期に出された腰痛の認定基準（基発750号、1976年10月16日）は変更がない。認定基準は厳しいハードルを作っている非災害性腰痛の認定件数は1997年度44名であり皆無に等しいといえる。安全センターがかかわった主な事例として、自治労東大阪組合員の学校給食調理員の災害性腰痛が「通常作業である」として公務外認定となり、地公災基金大阪府支部審査会で公務上とされた件、堺労基署に不支給処分を受けた期間の前後はすべて業務上とされている全国一般堺委託清掃の組合員の腰痛事例の再審査請求中の件がある。いずれも腰痛の労災認定基準が災害性腰痛すら「通常動作と異なる」出来事を認定要件としているために不支給となった事例である。腰痛の労災認定に関する取り扱いもまた抜本的な対策が必須である。

(7) 外国人労働者

■労災事例

相変わらず未組織労働者の労働災害相談では、外国人被災者からのものがかなりの割合を占める。中小零細企業では、劣悪な労働環境、労働条件が依然として存在している。労災の申請までには至らないまでも、重量物を扱うための腰痛や、夜勤が多いため体調不良を訴える労働者も多い。しかし、不況がますます厳しくなり、働けないという状況は、たとえそれが過重な労働によるものであっても、雇用者に解雇の口実とされる。また、外国人の多くが派遣業者に雇用されているので、労災で休業した後、元の職場へ戻るのは非常に難しい。はっきりと解雇されなくても、「今仕事がないから待て」といわれてうやむやのまま実質解雇となってしまう。このように被災者が安心して療養できなかつたため、労災が認められなかつたケースがある。

ボリビア人男性で、工場構内の作業で足をひねって膝の靭帯を痛めたが、2週間の休業後、まだ痛みがあるにもかかわらず仕事をした。雇用主の派遣業者は、労災保険は使わずに

治療費と休業補償を支払ったため、長く休むわけにはいかなかった。その後も常に痛みはあったが、病院には行かずに湿布などでごまかして働いていたが、10ヶ月後に再び耐えがたい痛みが起り病院で治療、4ヶ月以上休業した。再発ということで労災請求したが、10ヶ月の空白期間があったため同一の災害による疾病とは認められず、不支給となった。被災者が安心して療養できるよう、このように明らかな労災に対して速やかに労災保険の適用を徹底させる必要がある。

すでに労災保険請求していたが、被災者に十分な説明がされていなかったり、給付金の振り込み口座を雇用主が勝手に開いて、通帳印鑑を保管していたりと言ったケースも数件あった。

兵庫県の姫路労働基準監督署の管轄で資格外就労の被災者のケースは、補償はもらっているものの雇用主が労災給付の決定通知や通帳などを預かっていて、正当な手続きがおこなわれているかわからないと相談に来た。事業主を説得し調べてみると、労災請求はされていたが、給付基礎日額を算定した賃金台帳に定時で働いた分の賃金しか記載されておらず、残業や出来高払いになっていた作業の賃金が含まれていなかったため、7000円近く少なく算定されていたということが分かった。その結果、休業補償、障害補償の追給額が250万円となった。監督者が労災手続きに不慣れな事業主に機械的対応で請求書を提出させ、常に言葉の通じる事業主とだけやりとりを行い、被災者本人を蚊帳の外にしていた結果といえるだろう。

大事故にあって残念ながら重い後遺症が残り、事業主の責任を問うために裁判所に提訴する外国人被災者も増えてきている。

前年度から引き続いて支援していたプレス災害被災のフィリピン人女性労働者の裁判では、安全教育がなされていなかったことが事故発生の重大な原因として、原告の主張をほとんど認めた和解が大阪地裁で成立。ペルー人労働者が岐阜県の鋳物工場で左足を巻き込まれた事故については引き続き京都地裁で係争中。プレス災害で4指切断のガーナ人男性労働者も事業主である派遣元と派遣先の両者を相手取り大阪地裁に裁判を起こした。いずれも、被災労働者の日本での在留資格が不安定な状態での困難な闘いではあるが、外国人差別を乗り越え勝訴するため今後も協力し、すべての外国人労働者が日本人と同等の権利を勝ち取れるよう支援していきたい。

そのほかの相談のあった主な外国人労働者の労災事例を以下に列挙する。

ブラジル	左膝靭帯断裂、解雇	労災適用	中央労基署
ブラジル	製材所で手指負傷、労災隠し	労災適用	大淀監督署 ユニオンひごろ
ペルー	通勤災害	電話相談のみ	八日市労基署
ペルー	住之江区の食品工場で手指創傷、派遣元は神奈川県	電話相談のみ	藤沢労基署
ペルー	労災療養中の帰国相談		堺労基署
ペルー	右膝半月板損傷	未申請	

ペルー	プレス工場で右手首骨折、労災隠し	労災適用	大津労基署
ペルー	プラスチック看板製作で左手首腱切断など	障害等級6級	大津労基署
コロンビア	右手挫傷、再審希望だったが時効		西脇労基署
コロンビア	家具工場で足捻挫、労災隠し	電話相談、労災適用	伊丹労基署
アルゼンチン	プラスチック成形工場で手指骨折、労災隠し	労災適用、障害10級	西脇労基署
ペルー	建設現場で転落、踵骨骨折、労災隠し	労災適用	相生労基署
スーダン	建設現場で転落、難民申請中、療養中の胆石治療費問題・損害賠償		大阪南労基署
ボリビア	雪道転倒で右手骨折、通勤災害	通災適用	小諸労基署
マレーシア	皮革工場でローラー巻き込まれで右手骨折、労災隠し	労災適用、	伊丹労基署
韓国	建設現場で転落、鉄筋串刺し、右上肢麻痺・右眼失明などで三井建設と和解成立	障害4級	淀川労基署
中国	鉄工所で5指切断、解雇・在留許可	在留許可更新	堺労基署

■外国人支援団体との協力

被災外国人の多くは外国人支援団体を介してセンターに相談に来るということもあり、解決に当たってRINKをはじめ支援団体とも協力した。外国人労働者の場合で通訳が必要な場合などほとんどRINKの協力を受けている。毎年多文化共生をテーマに開かれるマイマイフェスティバルにも協賛。昨年に引き続いて2月に開設された連合大阪による「外国人何でも電話相談」の労災相談のフォローにも協力した。

政府は、不法入国の取り締まりの強化として、あらたに「不法滞在罪」をもうけるなどの入管法改定を予定しており、改定が外国人労働者の救済を妨げないように諸団体と協力して働きかけていく必要がある。

(8) ダイオキシン問題

豊能郡美化センターなどのダイオキシン汚染が問題化している。6月14日に能勢町で行われたシンポジウムに西野がコーディネーターとして参加した。美化センターの労働者が高濃度のダイオキシン汚染にさらされ、99年3月末には労災請求もおこなわる事態となっている。現地の住民運動を担っている人たちからの相談もあり、安全センターとしてもこの問題に注目するようになった。今後、労働者の立場から継続してダイオキシン問題に関わっていくことにしている。

(9) 個別労災事例

そのほかの主な取り組みを以下に列挙する。

- ・橋梁建設工事での連続深夜勤務による心筋梗塞死：金属機械松尾橋梁支部：再審査請求中
- ・鉄骨運送労働者の踵骨骨折後アキレス腱炎の再発認定：金属機械港合同：大阪西労基署
- ・閑空工事での労災隠し、障害14級認定：泉州ユニオン：岸和田労基署
- ・球場塗装工事での転落事故後の後遺症認定不服審査請求：耳鳴りを認め障害12級から11級へ原処分取消：大阪労災保険審査官
- ・印刷写真製版労働者の過労から起きた事故による頸髄損傷：全港湾大阪支部安衛委と協力して労災請

求準備中

- ・門真市松下電器構内での化学廃液配管洗浄中に廃液かぶり食道損傷：障害14級認定、企業上積み補償で和解：大阪西労基署
- ・染色工場の窯焚き作業によるじん肺：堺労基署

4 教育宣伝活動

(1) 労働安全衛生講座等の開催

本年度は例年行っている講座が諸般の事情で開催できなかった。安全衛生活動・労災職業病に関する基礎コース的な従来の講座の内容は、より職場に近いところで多くの単位で開催されることが有効なので、その方向での企画、働きかけを強化していくことが必要と考えている。別項で報告したようにいくつかそうした取り組みが行えたが、まだまだ不足である。支援がいただける研究者の方々との連携も強化していくことが必要である。

安全センター主催の企画としては具体的で話題性のあるテーマに絞って3回程度の講座開催を追求するようにしたい。

(2) 機関誌と各種パンフレットの発行

機関誌「関西労災職業病」については1998年はNo.268からNo.278を発行した。やや資料的な内容にかたよった場合もあり、さらに読みやすく、興味のもてる内容にするべく工夫が必要である。

全国安全センター発行の「心とからだに優しいパソコン活用ガイド」に協力した。ユニオンひろろタイムス労組の協力でタイムスから発行され書店でも販売されている。なかなか好評で今後こうした形式のわかりやすいガイドブックが継続して出されるよう努力していきたい。

港湾における労災事故対応マニュアル・改善事例集を作成予定であったが実現できなかった。早期完成を目指して努力しなければならない。労住医連、全国安全センターとの協力による頸肩腕障害認定マニュアルを作成中である。

5 組織拡大、財政対策

本年は残念ながら団体会員の新規加入がなかった。個人会員、購読者の加入もわずかにとどまっており、新年度は格段の拡大努力が必要である。

組織拡大、経費削減とともに計画的な教宣資料の発行や講座などの事業活動の推進を財政対策の課題に掲げていたが、日常的な活動に終始してしまう傾向が強く、意識的にこうした対策を推進する努力が欠けていた。事務局を中心としつつ、事務局外の協力も仰ぎながら対

策を確立する必要がある。

6 他団体との連携協力

(1) 全国労働安全衛生センター連絡会議

全国の労働安全衛生ネットワークの結節点として全国労働安全衛生センター連絡会議の重要性がますます高まっている。労働行政への取り組みについては全国組織による中央段階での行動が不可欠である。この点で、98年3月に初めての本格的な労働省交渉を実現できたことは大きな成果だった。

さまざまな面での全国安全センターでの共同作業が増しており、今後も密に連携をとりつつ運動を進めていくことが重要である。安全センターでは、事務局長の西野を全国センターの事務局次長としてきており、今後とも全国的な運動の強化の一翼を担っていきたい。

(2) 医療機関、研究機関など

98年度も田島診療所、菜の花診療所、松浦診療所などをはじめ多くの医療機関、医師の協力をえてきた。田島診療所の運営母体である「ひまわりの会」には、運営委員会に参加してきた。菜の花診療所は、常勤医師を新年度から迎えて張り切っている。作業環境測定、環境改善の問題では環境監視研究所の協力が大きい。

今後ともこうした関係を維持、発展させていくとともに、新たな協力関係を求めていく努力も必要である。

(3) 弁護士、研究者など

法律面においては、指曲がり症訴訟、じん肺、損害賠償請求など大阪労働者弁護団を中心に多くの弁護士の協力を受けている。また、大学、研究機関の研究者の方々からも多くの支援を受けている。労働安全衛生、労災職業病については、医学、工学など様々な分野の専門家のネットワークが極めて重要であり、今後ともこうした関係を維持、強化していかねばならない。

(4) 労働団体、他団体

連合大阪の労働安全衛生対策会議においては、事務局次長を西野事務局長が担当している。労働法制の規制緩和に反対する共闘会議には結成時より参加している。RINK、多文化共生センターとも、外国人労働者の労災職業病、労働安全衛生対策のテーマで日常の協力関係を保っている。アスベスト問題に取り組む石綿対策全国連には団体会員として参加し、HIVと人権情報センターには賛助会員として、知る権利ネットワーク関西には情報公開制度の確立を求める運動の立場で参加している。

1999年度運動方針案

活動報告冒頭で述べたように、雇用状況の激変と労働法制の規制緩和に名を借りた改悪が進行する中であって、これに反対し闘う仲間とともに運動を進めていくことが強く求められている。いのちと健康は労働者の基本的権利であり、多くの労働者が安全センターの働きかけを待っている。

今後もっとも重視しなければならないポイントは、①労働行政などへの働きかけを強めること、②安全センターからの情報発信を強化すること、③労働組合との連携協力を拡大強化することである。現状に甘んじることなく、もっともっと出かけていく取り組みをおこなっていかなければならない。

以下、具体的の方針を述べる。

1. 労働法制の規制緩和に反対し、すべての労働者のいのちと健康を守るために闘う。

改悪された労働基準法が引き起こしている問題に取り組むと共に、労働者派遣法、職業安定法の改悪に反対する。

2. 大阪労働基準局交渉をはじめとする、労働行政に対する働きかけの強化。

3. 職場の安全衛生活動への支援強化と自主対応・参加型安全衛生活動の推進。

- (1) 地域産業保健施策への労働側参加を支援し、具体的な地域展開をはかる。
- (2) 中小零細企業などの安全衛生対策の充実を実現する。
- (3) 自主対応・参加型の職場改善活動の普及に努める。
- (4) 安全パトロール、安全衛生委員会活動への参加、チェックリストの作成などを通じて日常的安全衛生活動に積極的に協力する。
- (5) 専門家、協力医療機関との連携を強化する。
- (6) 高齢労働者、福祉労働者の安全衛生対策を推進する。
- (7) 腰痛対策の一環としての腰痛予防ベルトの普及に努める。
- (8) 職場の喫煙・禁煙対策の積極的に支援する。
- (9) ダイオキシンなど有害化学物質への取り組みを強める。
- (10) 楽腰帯の普及を一層すすめる。

4. 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善。

- (1) 労災補償制度の改善（補償手続きの民主化、労災認定基準の抜本的見直し、障害補償制度の改善、アフターケア制度の充実、通院費・介護補償などの労災保険による療養

費用の支給基準の見直し、補償打ち切り優先をやめ職場復帰対策の実現、被災者の権利を守る立場での時効運用の抜本的改善）を実現する。

- (2) 公務災害補償制度の改善へ向けた取り組みを進める。
- (3) 法定外補償制度の確立と充実、使用者責任追及の闘いを支援する。
- (4) 375通達による未請求療養費の時効にとらわれない完全支給を実現する。
- (5) じん肺、石綿被害者の権利擁護、じん肺の撲滅。
- (6) 全面使用禁止が国際的流れになっている石綿(アスベスト)については、早期の日本での政策転換を実現するため、諸行動を行う。
- (7) 指曲がり症、頸肩腕障害・腰痛、脳心臓疾患などの労災認定闘争を積極的に支援する。
- (8) 外国人労働者の権利擁護、拡大、企業責任の明確化、有効な安全衛生対策の実現、情報の提供に努める。
- (9) 労災、安全衛生に関する相談体制を強化する。

5. 労働者の立場に立った労災医療、健康管理・増進、快適職場実現。

田島診療所、菜の花診療所など労住医連医療機関をはじめとする医療機関や環境監視研究所、大学・研究機関専門家との連携を強化する。

6. 労働行政の情報公開

- (1) 行政通達、事務連絡など行政運用基準、労働基準・安全衛生・労災補償・雇用など労働行政全般の行政情報の公開を実現する。
- (2) 知る権利を明記した情報公開法の早期成立を求め、制度の活用と実践の取り組みを進める。情報公開法の成立をみた場合、これを積極的に活用する。
- (3) 有害化学物質情報の全面公開を求める。

7. 専門的課題への対応強化

- (1) 労災、労働基準などの法的問題での大阪労働者弁護団等との協力を強化する
- (2) 自治体労働安全衛生研究会にひきつづき参加、協力する。
- (3) 各テーマによるホットラインの経験を生かし、全国労働安全衛生センター連絡会議などと協力しながらパンフレットの作成・発行などを行い、被災者の救済、予防対策を進める。

8. 教育宣伝活動の推進

- (1) 1999年度安全センター労働安全衛生講座の開催。

- (2) 機関誌の充実。
- (3) 課題別パンフレットの作成、労災補償ハンドブックの発行。特に、頸肩腕障害認定マニュアル、労災事故対応マニュアル、外国人向けパンフレットの作成。
- (4) 労働者の参加を促進するビジュアルな職場改善事例集の作成。特に港湾、金属機械職場における職場改善事例集の作成。
- (5) ホームページを開設する。

9. 全国安全センター強化と各地域センターとの連携推進

- (1) さらに組織的、財政的基盤を強化し、政府の労働行政への影響力を高める。
- (2) 政策提言を含め具体的運動を通して、各地域安全衛生センターとの連携を強化する。

10. 組織・機関誌拡大、財政対策

- (1) 労働組合会員、専門家会員など会員拡大につとめる。
- (2) 機関誌購読部数の200部増を目指す。
- (3) 計画的な対策を進めることにより、財政基盤の確立をはかる。

11. 他団体との協力、国際交流など

- (1) 関係労働団体、RINK、多文化共生センターなど外国人支援団体、被災者団体との協力関係を深める。
- (2) 外国、とりわけアジア地域の安全衛生センターとの連携、交流をすすめる。
- (3) 英語版ニュースの発信を追求する。
- (4) 滞日外国人向けの情報提供に努める。

1998年度収支決算、1999年度予算案

科 目	決 算	対前年度比	予 算	借 方	貸 方
(収 入)				(資産)	(負債)
会費	5,029,340	106,240	5,300,000	現金	預り金
購読料	2,135,530	-242,360	2,300,000	郵便振替	借入金
協力援助事業収入	-	-500,000	600,000	普通預貯金	
講座等受講料収入	-	-406,300	300,000	定期預金	負債計
その他事業収入	-	-	-		
諸謝金収入	775,000	-195,900	600,000	立替金	
資料等頒布収入	685,577	145,325	700,000	仮払金	(正味財産)
寄付金収入	6,630,829	749,188	6,300,000	貸付金	
受取利息	7,362	-6,735	7,000		
雑収入	37,170	-39,023	35,000	資産計	
小計	15,300,808	-389,565	16,142,000		
前期繰越金	7,255,292				
収入計	22,556,100				
(支 出)					
職員給与	7,520,000	-550,000	8,000,000		
福利厚生費	1,399,238	-4,499	1,400,000		
旅費交通費	1,759,367	67,464	1,700,000		
印刷製本費	1,329,400	-210,684	1,350,000		
諸謝金	-	-324,000	100,000		
通信運搬費	859,807	-292,586	850,000		
図書資料費	852,047	-455,948	850,000		
什器備品費	-	-4,250	30,000		
消耗品費	70,803	-68,351	100,000		
貸借料	18,800	9,700	30,000		
地代家賃	1,200,000	-	1,200,000		
修繕費	-	-	-		
光熱水料費	-	-	-		
燃料費	-	-	-		
会議費	-	-1,300	50,000		
雑費	61,965	-30,126	70,000		
負担金	294,000	-14,060	300,000		
予備費	-	-	112,000		
小計	15,365,427	-1,878,640	16,142,000		
次期繰越金	7,190,673				
支出計	22,556,100				
1998年度収支	-64,619				

会計監査報告書

関西労働者安全センターの1998年度(1998.1.1~1998.12.31)会計について監査した結果、下記の通り報告いたします。

記

- 1) 監査日 1999年5月18日
- 2) 監査対象 収支計算書、貸借対照表、会計帳簿、伝票、領収書、預貯金通帳
- 3) 監査結果
 - ①ひきつづき収支の改善に努力されたし。
 - ②会計項目について見直しを要するところがあるので改善されたい。
 - ③立替金の整理に留意されたい。

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄 殿

1999年5月18日

会計監査 前川功志



関西労働者安全センター運営協議会 1999年度役員（案）

議長	岡田義雄	（大阪労働者弁護団顧問）
副議長	市川正夫	（全港湾関西地本）
同	福田勉	（金属機械港合同）
同	松田正治	（森林労連全林野大阪地本）
委員	伊東儀澄	（大阪市職労港湾局支部）
同	市橋利晃	（金属機械港合同）
同	小川弘志	（東南地域合同労働組合）
同	小田幸児	（大阪労働者弁護団）
同	岡崎栄子	（東地域合同労働組合）
同	花島正光	（大阪市従港湾支部）
同	竹田保	（大阪地域合同労組）
同	田中重幸	（大阪府被災労働者同盟）
同	原田憲治	（全港湾建設支部）
同	久野国男	（金属機械マコトロイ工業支部）
同	松久寛	（京大安全センター・京大工学部助教授）
同	中橋克之	（摂津市職）
同	吉益茂行	（金属機械ニッコー金属工業支部）
事務局長	西野方庸	（常任）
事務局次長	青木英仁	（医療法人南労会）
同	大成功一	（労災職業病研究会）
同	小林薫	（全石油ゼネラル石油労組堺支部）
同	岡山聖高	（近畿労金労組大阪支部）
同	中地重晴	（金属機械港合同南労会支部）
同	林繁行	（全港湾大阪支部）
同	山中真清	（金属機械オーシマ支部）
同（会計）	片岡明彦	（常任）
事務局員	田島陽子	（常任）
同	岩田賢司	
同	安藤慎吾	
会計監査	前川功志	（大阪労金労組大阪支部）
顧問	山本剛夫	（京都大学名誉教授）
同	和田貞夫	（前衆議院議員）
同	上田卓三	（元衆議院議員）
同	細谷昭雄	（前参議院議員・全国出稼組合連合会会長）
同	牧内正哉	（民主党）
同	山本敬一	（全港湾関西地本顧問）

